

第7期常滑市障がい福祉計画
第3期常滑市障がい児福祉計画
【2024年度～2026年度】
(案)

令和6年3月
常滑市

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	3
3 SDGsとの関係	4
4 計画の対象者	5
5 計画の期間	5
6 障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する基本的な考え方.....	6
第2章 市の障がいのある人を取り巻く現状	9
1 人口等の状況	9
2 障がいのある人の状況	10
3 障がいのある人の推計	17
4 福祉に関するアンケート調査 結果まとめ	18
第3章 障がい福祉計画の成果目標	23
1 成果目標について	23
2 成果目標の設定	23
第4章 障害福祉サービスに関する各サービスの見込み量及び方策	31
1 訪問系サービス	31
2 日中活動系サービス	33
3 居住系サービス	36
4 相談支援	37
第5章 地域生活支援事業に関する見込み量及び方策	39
1 必須事業	39
2 任意事業	49
第6章 障がい児福祉計画の成果目標	51
1 成果目標について	51
2 成果目標の設定	51
第7章 障害児通所支援等の見込み量 及び方策	53
1 障害児通所支援	53
2 障害児相談支援	55
3 子ども・子育て支援等	56

第8章 計画の推進に向けて	57
1 計画の推進体制	57
2 障害福祉サービス等や計画に関する情報の提供	57
3 障がい児者に対する理解と啓発	57
4 計画量に応じた財源の確保	57
5 計画の進行管理と評価	57
資料編	58
1 常滑市障がい者基本計画等策定委員会	58
2 常滑市障がい者基本計画等策定委員会作業部会	60
3 計画策定の経過	63
4 用語集	64

◎文中で「※」が付いている用語は、資料編の「4 用語集」をご覧ください。

「障がい」等の表記について

本計画では、「障害」などの「害」の字の表記について、字に対する印象に配慮するとともに、障がい者の人権をより尊重する観点から、国の法令等に基づく法律用語や施設名等の固有名称を除き、可能な限り「害」の字をひらがなで表記しています。

このため、本計画では「がい」と「害」の字が混在する表現になっています。

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）及び「児童福祉法」に基づき、障害福祉サービス、障害児通所支援、相談支援並びに地域生活支援事業などの各種サービスが計画的に提供されるように整備する計画です。

本市では、令和3年3月に「第6期常滑市障がい福祉計画及び第2期常滑市障がい児福祉計画」を一体的に策定し、障がい者および障がい児への計画的な支援体制の整備を進めてきました。令和5年度に、「第6期常滑市障がい福祉計画及び第2期常滑市障がい児福祉計画」の計画期間が終了することから、「第7期常滑市障がい福祉計画及び第3期常滑市障がい児福祉計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

■障害者総合支援法における計画の位置づけ

第八十八条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- 三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

3 市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

- 一 前項第2号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- 二 前項第2号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第三号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項

（4～5 略）

6 市町村障害福祉計画は、児童福祉法第三十三条の二十第一項に規定する市町村障害児福祉計画と一体のものとして作成することができる。

（7～12 略）

■児童福祉法における計画の位置づけ

第三十三条の二十 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 二 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量

3 市町村障害児福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

- 一 前項第2号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- 二 前項第2号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項

2 計画の位置づけ

(1) 計画の位置づけ

本計画は、「第7期常滑市障がい福祉計画」と「第3期常滑市障がい児福祉計画」を一体的に策定した計画です。「第7期常滑市障がい福祉計画」は障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」として位置づけられます。「第3期常滑市障がい児福祉計画」は児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」として位置づけられます。それぞれの計画は、以下の基本記載事項を示します。

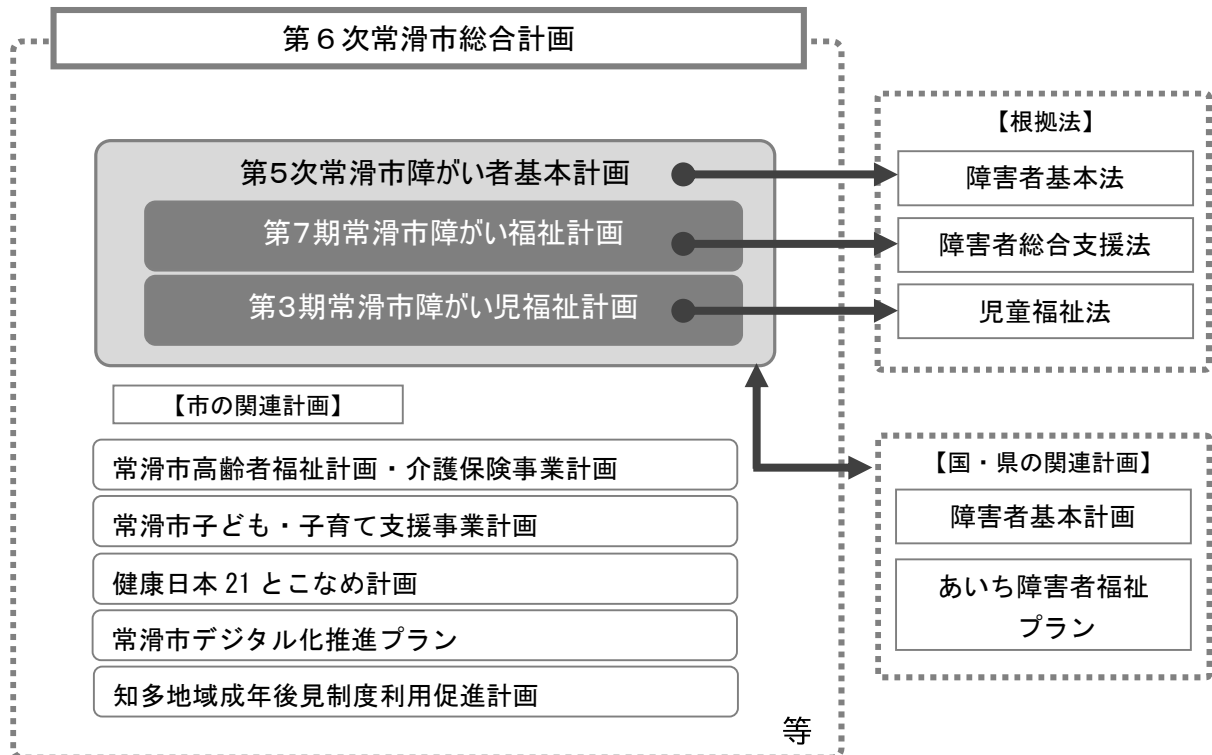
■基本記載事項

計画名称	基本記載事項
障がい福祉計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項 ・ 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み ・ 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項 等
障がい児福祉計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項 ・ 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量 等

(2) 他の計画との関係

本計画は、国の法律を踏まえるとともに、愛知県の計画と整合を図り策定します。また、本市の各種関連計画との整合を図ります。なお、本計画の基本的な考え方については、障がい者施策の総合的な理念や方針を示す「第5次常滑市障がい者基本計画」に準ずるものとし、ます。

■計画の関連イメージ



3 SDGsとの関係

平成27年の国連サミットにおいて、SDGs（持続可能な開発目標）が採択されました。SDGsは平成28年から令和12年までの国際社会共通の目標です。「誰ひとり取り残さない」社会の実現を目指し、17のゴールと169のターゲットから成り立ちます。

本計画においても、SDGsの視点を取り入れ、実現に向けた施策を展開します。



4 計画の対象者

「第7期常滑市障がい福祉計画」は、障害者総合支援法による自立支援給付・地域生活支援事業を受ける方、「第3期常滑市障がい児福祉計画」は児童福祉法による障害児通所支援を受ける方を対象とします。

5 計画の期間

本計画の期間は令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間とします。

■計画期間イメージ

（年度）

R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
第6期常滑市障がい福祉計画			第7期常滑市障がい福祉計画			[ダミー]		[ダミー]	
第2期常滑市障がい児福祉計画			第3期常滑市障がい児福祉計画			[ダミー]		[ダミー]	
第4次常滑市障がい者基本計画			第5次常滑市障がい者基本計画						[ダミー]

6 障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する基本的な考え方

障害福祉サービス等の提供体制の確保に当たっては、国の基本指針に基づき、次に掲げる点に配慮して適切な提供体制を整備します。

(1) 障害福祉サービスの提供体制について

①必要とされる訪問系サービスの保障

訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援）の充実を図り、必要な訪問系サービスを保障します。

②希望する障がい者等への日中活動系サービスの保障

希望する障がい者等に日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、療養介護、短期入所、日中一時支援事業及び地域活動支援センター）の提供を保障します。

③グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等[※]の整備と機能の充実

地域における居住の場としてのグループホーム等の充実を図ります。そして、自立訓練事業や自立生活援助により、地域生活を営む上での生活能力の維持・向上を図るとともに、地域移行支援及び地域定着支援の推進により、入所等から地域生活への移行を進めます。

また、必要な訪問系サービスや日中活動系サービスを保障することによって、障がいのある人等の地域における生活の維持及び継続が図られるよう努めます。さらに、市内の相談支援事業所やグループホーム等、既存施設や事業所が連携し、地域生活支援拠点等の機能の充実を図ります。

④福祉施設から一般就労への移行を推進

就労移行支援事業及び就労定着支援事業等の推進により、障がいのある人の福祉施設から一般就労への移行及びその定着を進めます。

⑤強度行動障がい[※]や高次脳機能障がい[※]のある人等に対する支援体制の充実

強度行動障がいや高次脳機能障がいのある人、難病患者に対して、障害福祉サービス等において適切な支援ができるよう、人材育成等を通じて支援体制の整備を図ります。さらに、市内の相談支援事業所や医療機関等専門機関と連携し、支援ニーズを把握するとともにサービスの充実を図ります。

⑥依存症対策の推進

アルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症対策について、多様な関係機関が密接に連携して依存症である人及びその家族に対する支援を行います。

(2) 相談支援の提供体制について

①相談支援体制の充実・強化

障がいのある人等の中で、とりわけ重度の障がいのある人等が地域で自立した日常生活や社会生活を営むには、各種ニーズに対応する相談支援体制の充実・強化を図る必要があります。関係機関との連携に努め、障がいのある人等からの相談に応じる体制の整備を行います。

②地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保

障害者支援施設に入所している障がいのある人の数等を勘案した上で、計画的に地域移行支援に係るサービスの提供体制の確保を図ります。

さらに、障害者支援施設等又は精神科病院から地域生活へ移行した後の地域への定着だけでなく、現在地域で生活している障がいのある人等が住み慣れた地域で生活できるよう、地域移行支援と併せて、自立生活援助や地域定着支援に係るサービスの提供体制の充実を図ります。

③発達障がい※のある人等に対する支援

発達障がいのある人が可能な限り身近な場所において必要な支援を受けられるよう、地域の実情を踏まえて支援を行います。

また、発達障がいのある人の早期発見・早期支援には、本人及びその家族等への支援が重要であるため、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援体制の確保を図ります。

④協議会の活性化

障がいのある人等への支援体制の整備を図るため、関係機関、関係団体、障がいのある人等及びその家族、障がいのある人等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する機関で構成される協議会及び専門部会において、地域の課題の改善に取り組むとともに、地域の課題の解決に向けた積極的な提言を行えるよう図ります。

(3) 障がい児支援の提供体制について

①地域支援体制の構築

児童発達支援※センターにおいては、障がいのある児童の支援の中核的役割を果たす機関として、支援事業所等々と連携を図り、重層的な支援体制を整備します。

②保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援

保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等の連携については、知多半島圏域内ですでに実施されています。現在の協議の場の確保を続けるとともに、今後の在り方について常滑市障がい者総合支援協議会※（以下「総合支援協議会」という。）で検討を行います。また、市内の子育ての支援機関と連携した支援体制を構築します。

③地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

障がいのある児童の地域社会への参加、包容を推進するため、保育園や幼稚園、こども園へ訪問し、集団生活への適応について専門的な支援を行う、保育所等訪問支援事業の実施について、民間事業者への参入を促し、利用体制を構築します。

④特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備

重症心身障がい児※を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業については、市独自での整備が困難であるため、民間事業所による参入を進めるとともに、知多半島圏域内で連携し、サービス体制を確保します。

⑤障害児相談支援の提供体制の確保

障がい児相談支援について、サービスの提供を維持・強化するとともに、相談支援に対する人材のスキルアップを促します。

第2章 市の障がいのある人を取り巻く現状

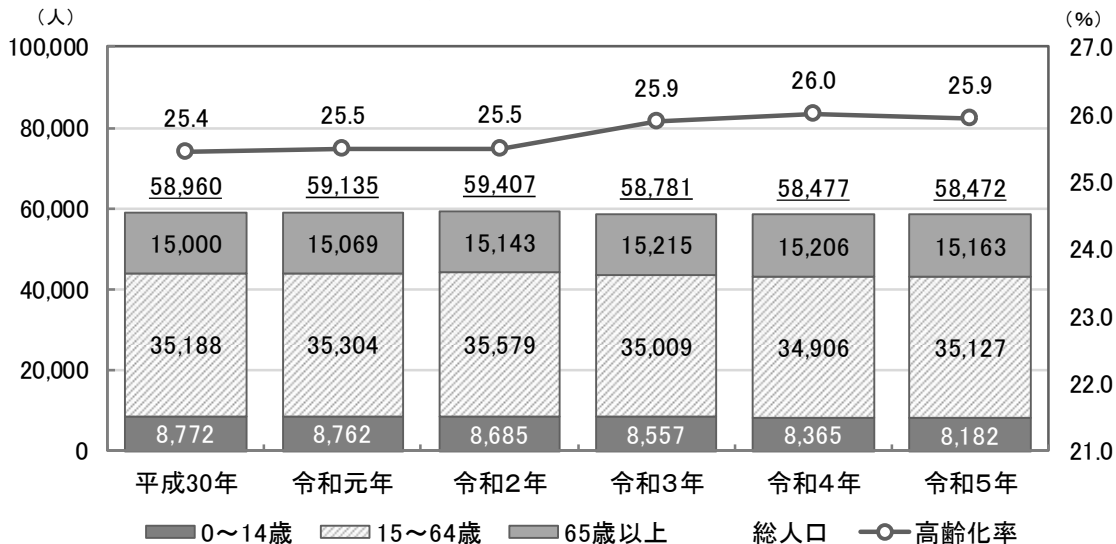
1 人口等の状況

(1) 人口の推移

総人口は緩やかに減少傾向にあり、令和5年3月末現在で58,472人、高齢化率は25.9%となっています。高齢化率は令和3年以降、26%程度で推移しています。

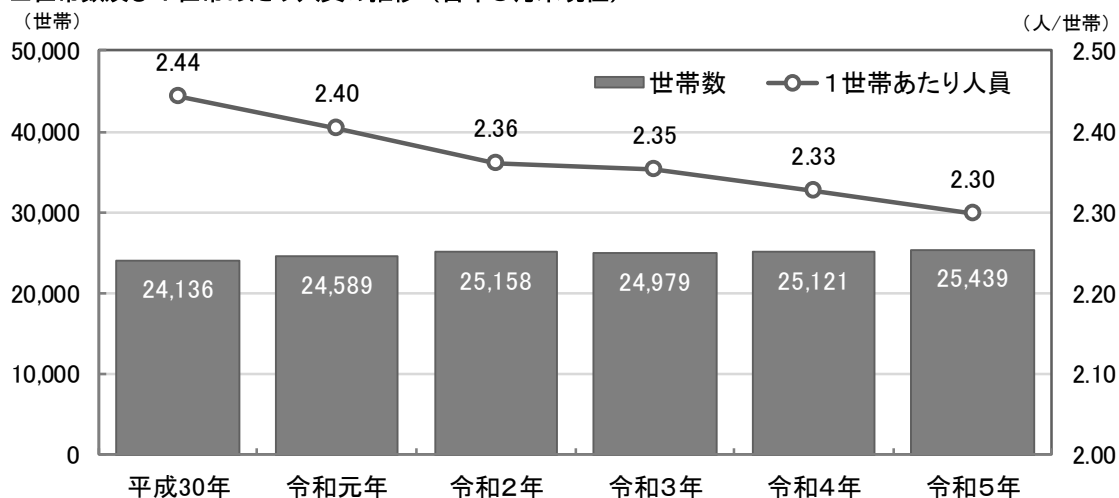
また、世帯数は増減しながらほぼ横ばい状態で推移しており、令和5年3月末現在で25,439世帯、1世帯あたり人員は2.30人となっています。1世帯あたり人員は平成30年以降、一貫して減少しながら推移しています。

■総人口、年齢別人口、高齢化率の推移（各年3月末現在）



資料：市民窓口課

■世帯数及び1世帯あたり人員の推移（各年3月末現在）



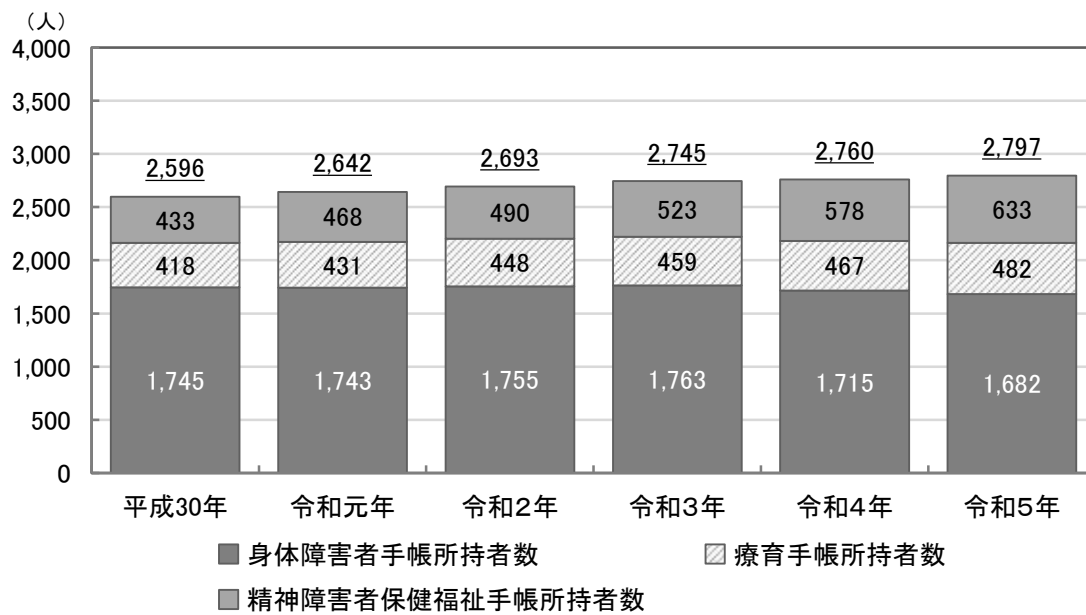
資料：市民窓口課

2 障がいのある人の状況

(1) 手帳所持者数

手帳所持者数は全体で緩やかに増加傾向にあり、令和5年4月1日現在で2,797人となっています。各手帳所持者数で見ると、身体障害者手帳所持者数は増減しながら横ばい状態、療育手帳所持者数及び精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向となっています。

■手帳所持者数の推移（各年4月1日現在）



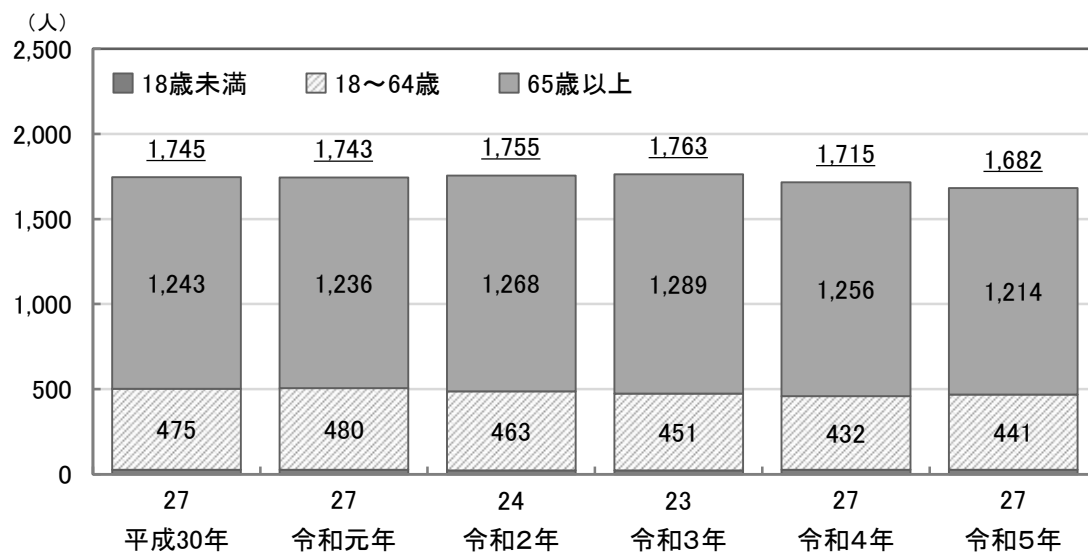
資料：福祉課

(2) 身体障害者手帳

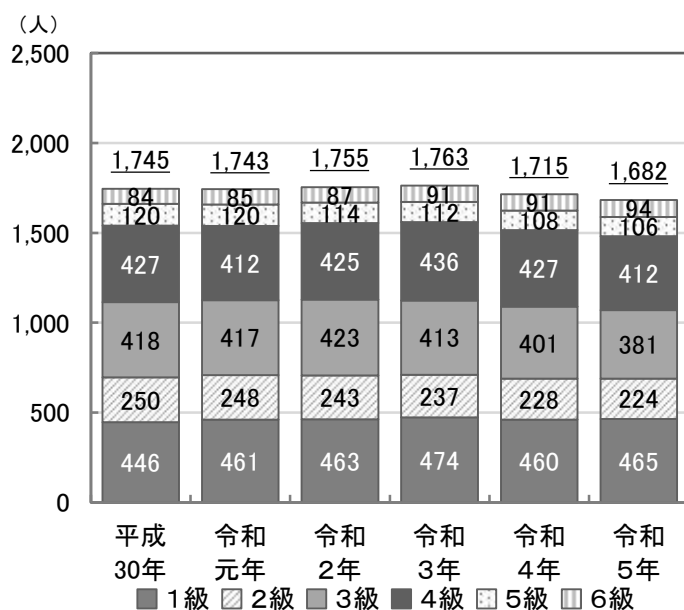
身体障害者手帳所持者数は減少傾向にあり、令和5年4月1日現在で1,682人となっています。年齢別では令和2年以降、18～64歳が減少傾向となっています。

また、等級別では1級が27.6%と最も高く、次いで4級、3級がそれぞれ約2割となっています。障がい種別では、肢体不自由が47.7%と最も高く、次いで内部障がいが37.1%となっています。

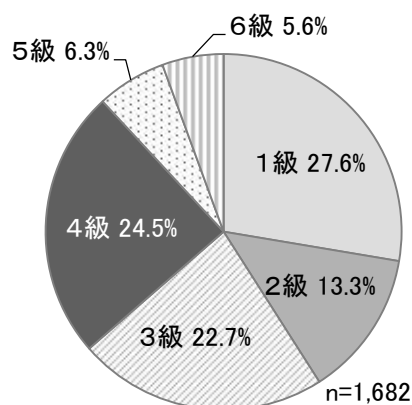
■年齢別身体障害者手帳所持者の推移（各年4月1日現在）



■等級別身体障害者手帳所持者の推移（各年4月1日現在）

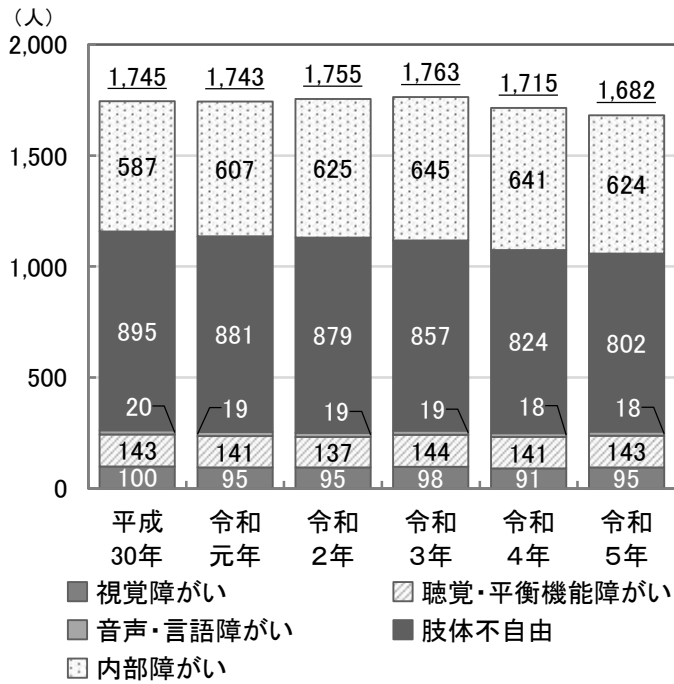


■等級別身体障害者手帳所持者の割合（令和5年4月1日現在）



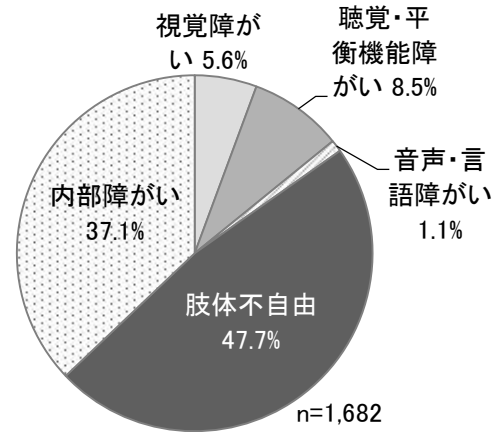
資料：福祉課

■障がい種別身体障害者手帳所持者の推移
(各年4月1日現在)



資料：福祉課

■障がい種別身体障害者手帳所持者の割合
(令和5年4月1日現在)



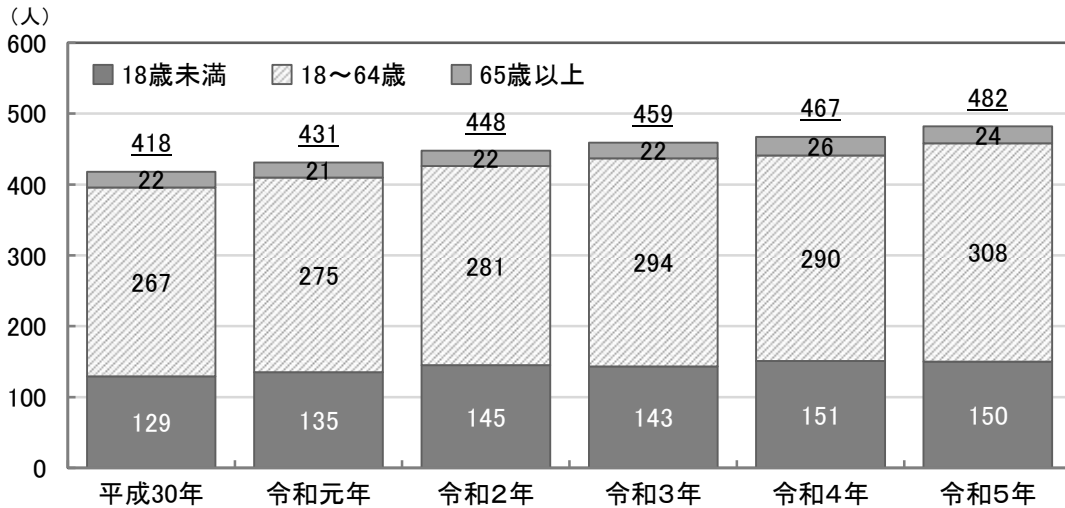
資料：福祉課

(3) 療育手帳

療育手帳所持者数は増加傾向にあり、令和5年4月1日現在で482人となっています。年齢別では平成30年以降、64歳以下で増加傾向となっています。

また、等級別では軽度(C)が38.4%と最も高く、次いで重度(A)が35.1%、中度(B)が26.6%となっています。

■年齢別療育手帳所持者の推移（各年4月1日現在）

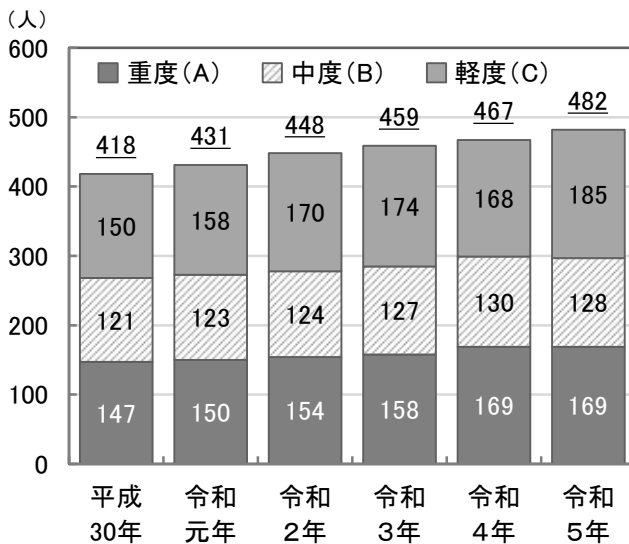


※平成29年は、「18～64歳」「65歳以上」を合算した「18歳以上」です。

資料：福祉課

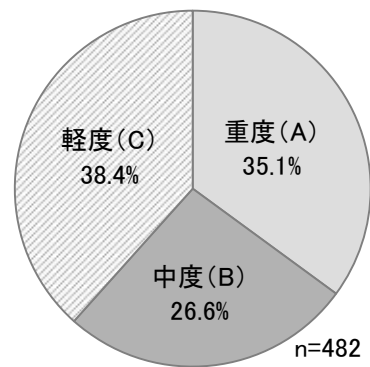
■等級別療育手帳所持者の推移

(各年4月1日現在)



■等級別療育手帳所持者の割合

(令和5年4月1日現在)



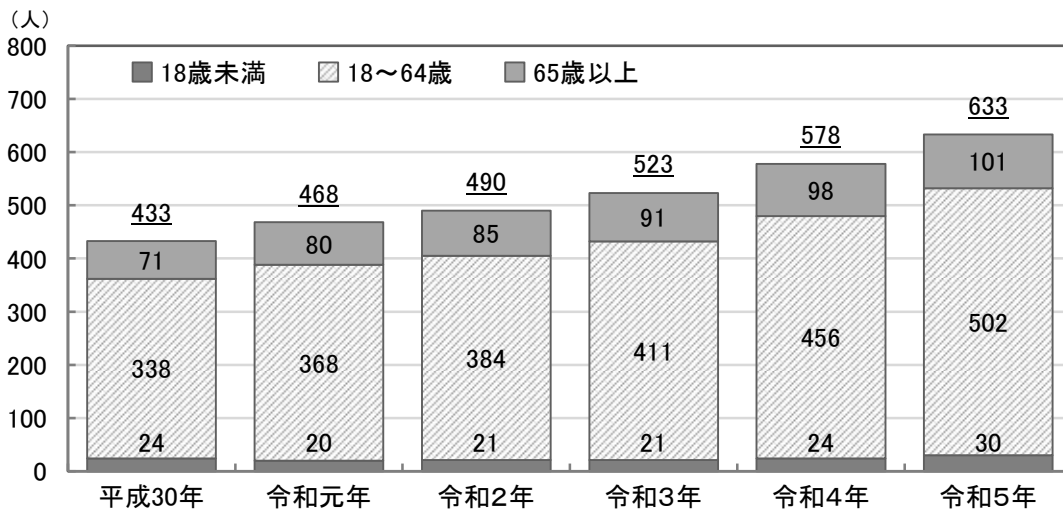
資料：福祉課

(4) 精神障害者保健福祉手帳

精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあり、令和5年4月1日現在で633人となっています。年齢別では平成30年以降、18歳以上で増加傾向となっています。

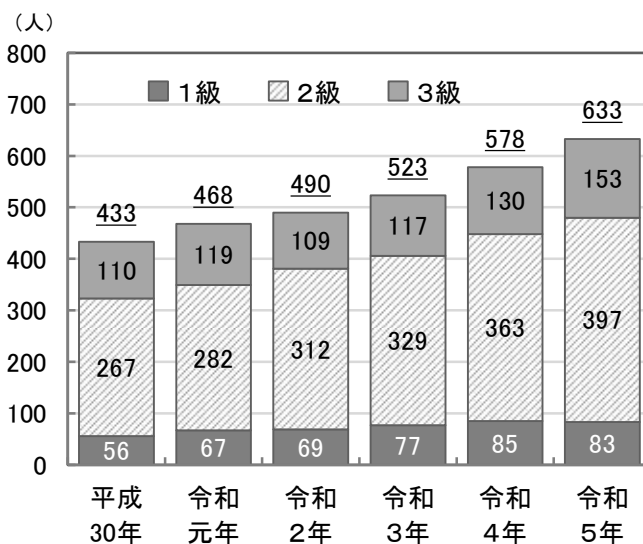
また、等級別では2級が62.7%と最も高く、次いで3級が24.2%、1級が13.1%となっています。

■年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者の推移（各年4月1日現在）

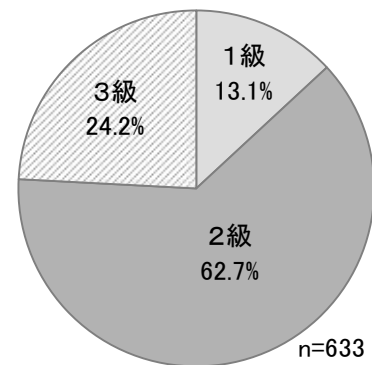


資料：福祉課

■等級別精神障害者保健福祉手帳所持者の推移（各年4月1日現在）



■等級別精神障害者保健福祉手帳所持者の割合（令和5年4月1日現在）

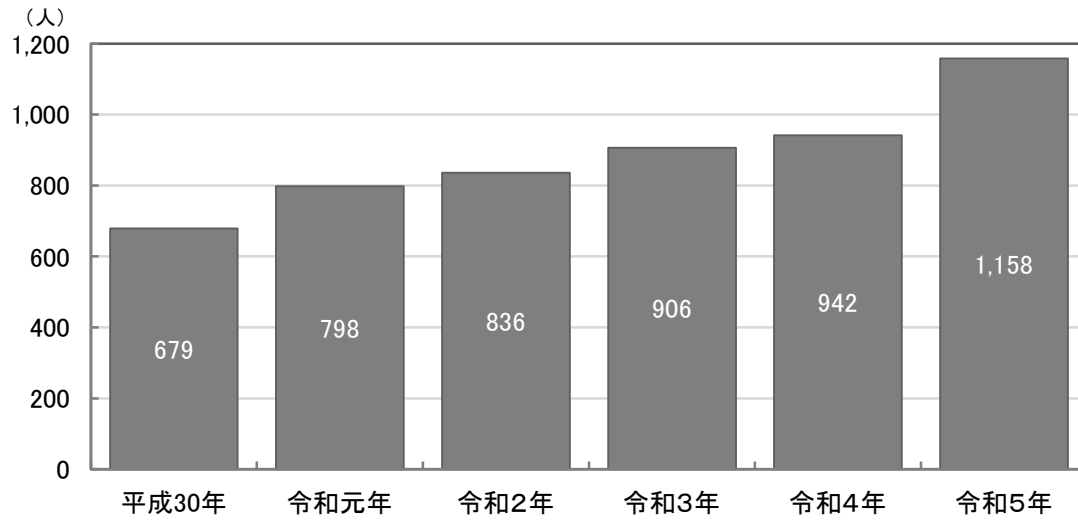


資料：福祉課

(5) 自立支援医療（精神通院）受給者証

自立支援医療（精神通院）受給者証の所持者数は増加傾向にあり、令和5年4月1日現在で1,158人となっています。

■自立支援医療（精神通院）受給者証所持者数の推移（各年4月1日現在）



資料：福祉課

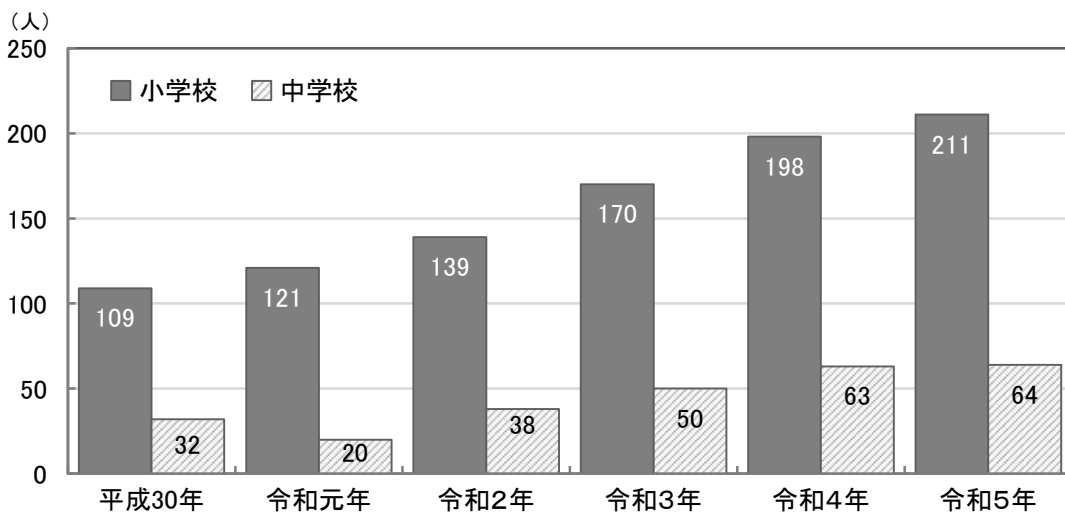
(6) 特別支援学校等

小学校の特別支援学級の児童は平成30年以降増加しており、令和5年4月現在で211人と、平成30年の約2倍となっています。

また、中学校の特別支援学級の生徒は令和2年以降増加しており、令和5年4月現在で64人となっています。

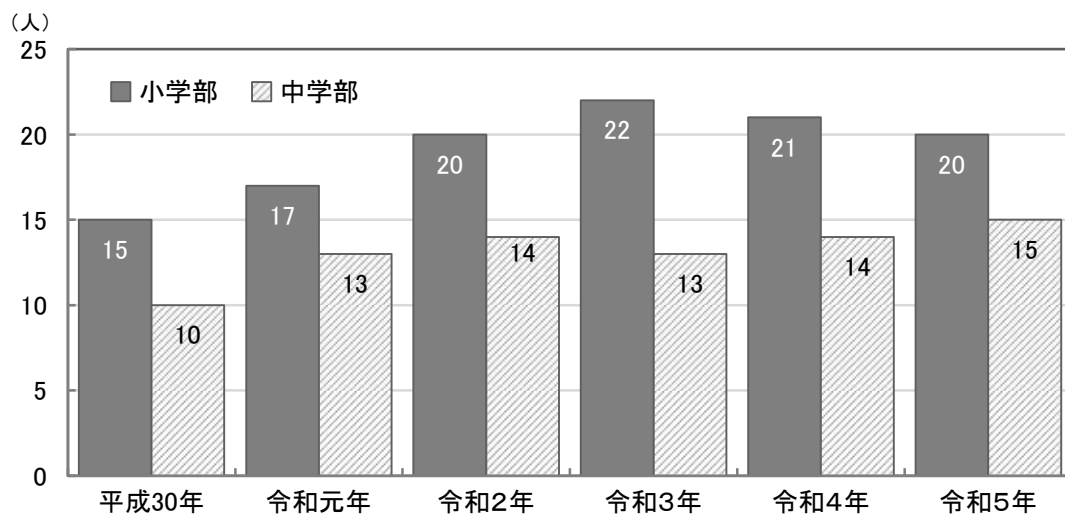
特別支援学校は市内にはないため、対象児童・生徒は市外に通っています。令和5年現在で小学部が20人、中学部が15人となっており、平成30年以降増減を繰り返しつつ、微増傾向となっています。

■特別支援学級（小学校・中学校）の児童・生徒数の推移（各年4月現在）



資料：学校教育課

■特別支援学校（小学部・中学部）の児童・生徒数の推移（各年4月現在）

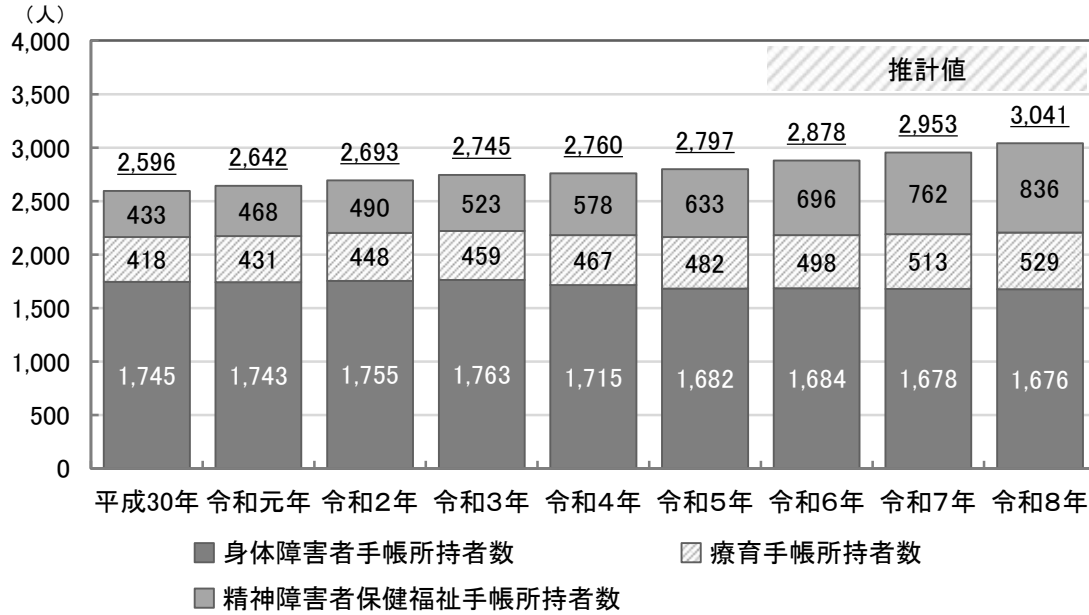


資料：学校教育課

3 障がいのある人の推計

障がいのある人の推計は、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の手帳所持者が増加していくことが予想されます。

■障がいのある人の推計



※算出方法：直近実績の出現率の伸び率が継続すると仮定して、各推計年の出現率を算出。

4 福祉に関するアンケート調査 結果まとめ

(1) 調査の方法と配布回収数

本計画の策定にあたって、障がい者施策に関する現状及びニーズを把握するため、障がい者福祉に関するアンケートを行いました。

■調査の方法

調査地域	常滑市全域
調査対象者	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
調査期間	令和5年9月8日（金）～9月25日（月）
調査方法	郵送配布・回収

■配布回収数

	配布数 (A)	有効回収数 (B)	有効回収率 (=B/A)
調査対象者	2,599 件	1,539 件	59.2%
うち 18 歳未満 (障がいのある児童)	178 件	82 件	46.1%
うち 18 歳以上 (障がいのある人)	2,421 件	1,393 件	57.5%
うち不明・無回答		64 件	

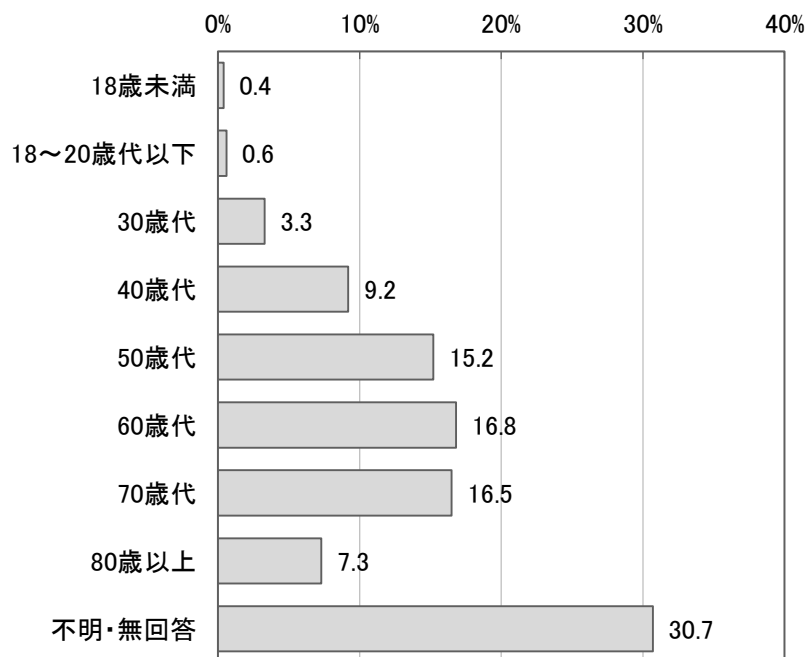
(2) 主な調査結果

① 住まいや暮らしについて

- 現在、一人で暮らしている人は14.5%、「福祉施設やグループホーム」で暮らしている人は6.2%となっています。
- 暮らしている住まいの形態は「一戸建て住宅」が77.4%と最も高く、次いで「アパート・マンション」が8.5%、「公営住宅」が3.1%となっています。知的障がいのある人で「グループホーム」が9.7%となっています。
- 今後の暮らし方の意向は、「今のまま生活したい」が76.1%となっています。
- 主な介助者である家族・親戚の年齢は、「60歳代」が16.8%と最も高く、次いで「70歳代」が16.5%、「50歳代」が15.2%となっています。
- 今後も支援(介助)できる可能性について「あと何年、支援できるかわからない」が31.5%となっています。「親亡き後」等を見据え、障がいのある人の自立した生活への支援が必要であると考えられます。

■支援(介助)者の年齢

全体
(N=1,391)



② 障がいのある人の就労支援について

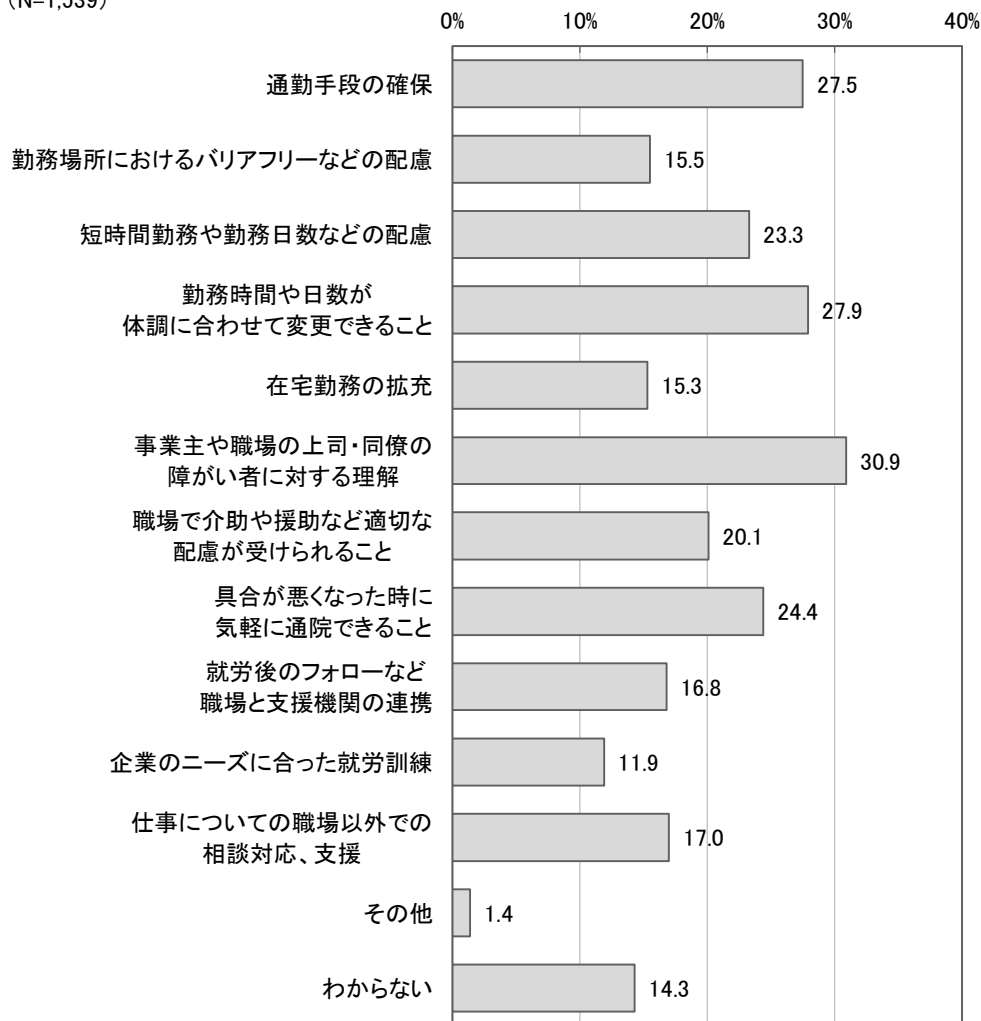
○就労の状況や形態は、「現在は仕事をしていない」が51.1%と最も高く、次いで「一般企業（会社など）」が18.0%、「就労継続支援B型（福祉的作業所）」が6.2%となっています。仕事をしていない理由についてみると、「働きたいけど働けない」が31.0%と最も高く、現在就労していない人の就労への意欲が高いことがうかがえます。

○現在求職中の方で希望する就労の形態では、「パート・臨時雇用（派遣社員を含む）」、「常勤（正社員・正職員）」が高くなっています。

○障がいのある人の就労支援として必要なことは、「事業主や職場の上司・同僚の障がい者に対する理解」が30.9%と最も高く、次いで「勤務時間や日数が体調に合わせて変更できること」が27.9%、「通勤手段の確保」が27.5%となっています。障がいのある人が安定的・長期的に就労するためには、職場の障がい理解に加え、雇用者と被雇用者双方への支援が必要であると考えられます。

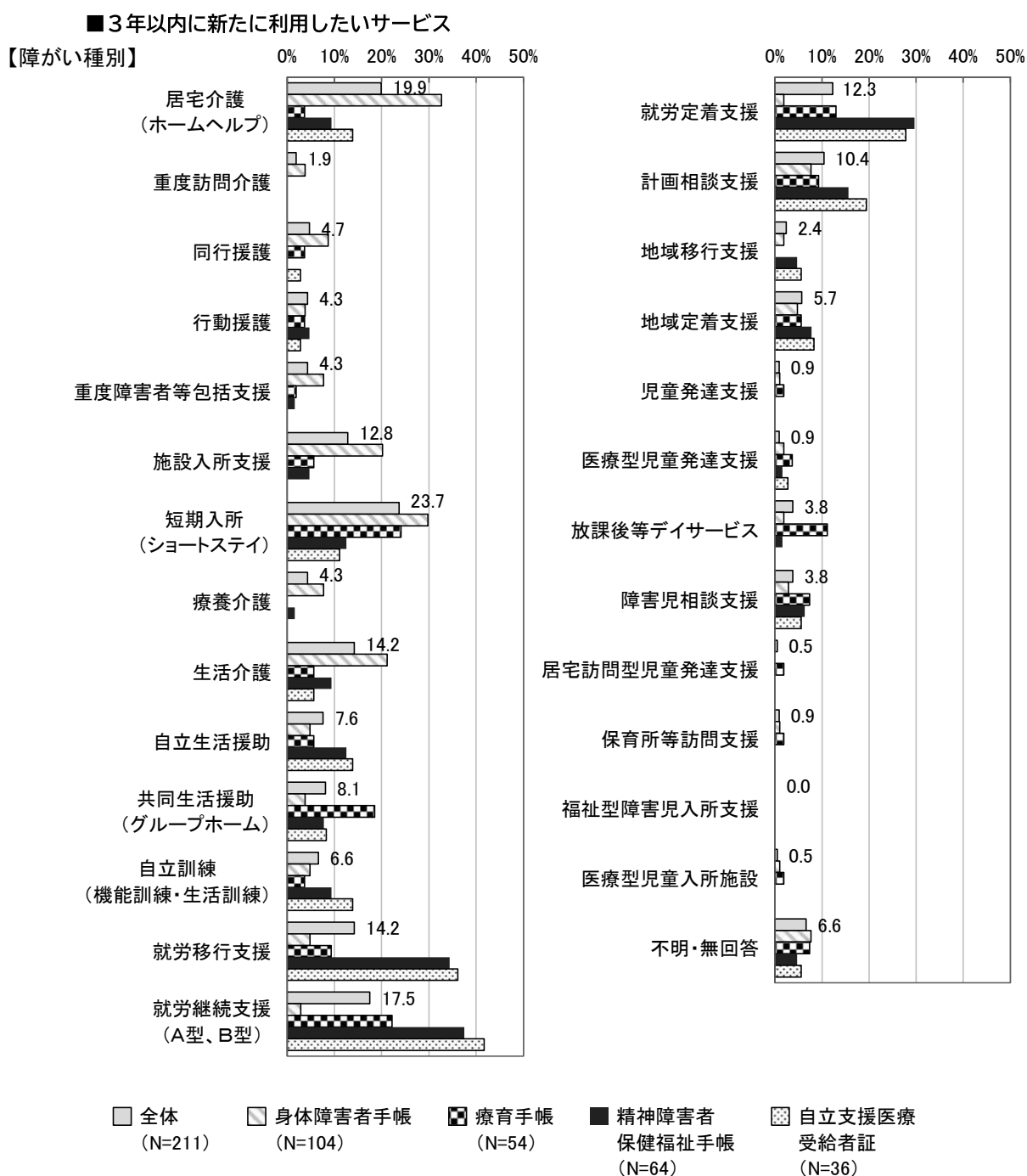
■障がい者の就労支援として必要なこと

全体
(N=1,539)



③ 各種サービスの利用状況と今後の意向

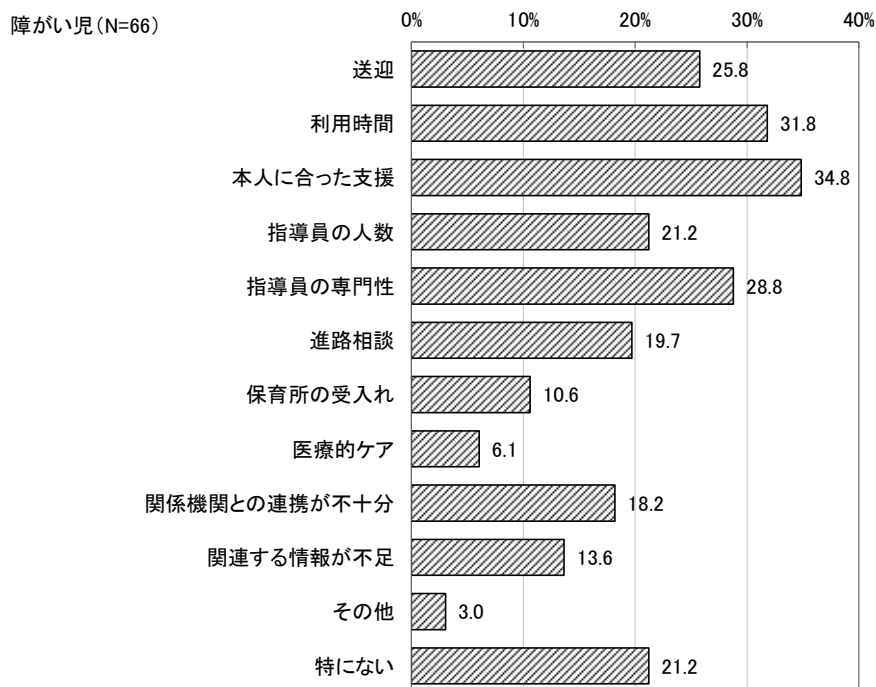
- 現在利用している障害福祉サービスは、「就労継続支援（A型、B型）」が17.4%と最も高く、次いで「計画相談支援」が12.9%、「生活介護」が11.0%となっています。
- 現在利用していないサービスで、今後3年以内に新たに利用したいサービスでは、身体障がいのある人で「居宅介護（ホームヘルプ）」「短期入所（ショートステイ）」、知的障がいのある人で「短期入所（ショートステイ）」「就労継続支援（A型、B型）」、精神障がいのある人で「就労継続支援（A型、B型）」「就労移行支援」が高くなっています。在宅での生活支援や就労支援など、障がいの特性やニーズに沿った障害福祉サービスの提供が求められます。



④ 療育・教育について

○障がいのある児童の療育（障害児通所施設等）で困っている（困っていた）ことは、「本人に合った支援」が34.8%と最も高く、次いで「利用時間」が31.8%、「指導員の専門性」が28.8%となっています。障がいのある児童の希望や状態に沿った、適切な支援の提供が必要です。

■障がい児の療育で困っていること



第3章 障がい福祉計画の成果目標

1 成果目標について

本項目では、障害者総合支援法に基づき子ども家庭庁・厚生労働省が令和5年に改正・公表した「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）及び第6期障がい福祉計画の目標達成状況を踏まえ、本市の実情に合わせて令和8年度末の成果目標を設定します。

2 成果目標の設定

本計画では、計画期間内において以下の成果目標並びに活動指標を設定し、施策を推進します。

（1）福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の指針

- ・令和8（2026）年度末時点で、令和4（2022）年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活に移行
- ・令和8（2026）年度末時点で、令和4（2022）年度末時点の施設入所者数から5%以上削減

本市の成果目標

	令和8年度末 目標値
施設入所者数 (参考：令和4年度実績：18人)	17人
地域生活移行者数	2人
削減数	1人

【目標設定にあたっての考え方】

本市の令和4年度末時点の施設入所者数は18人となっています。令和8年度末までに地域生活への移行者を2人、施設入所者を1人削減することを目標とします。目標達成にあたっては、障がいのある人が地域での生活が可能となるよう、地域移行支援や地域定着支援、日中活動系のサービスやグループホームの充実を図ります。さらに、入所者の希望を確認しながら、入所施設職員や相談支援専門員等と連携・協力し、地域生活への移行を支援します。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム[※]の構築

国の指針

※成果目標の設定は県、市は活動指標を設定する

- ・精神障害者の精神病床からの退院後1年以内の地域における平均生活日数：325.3 日以上
- ・精神病床における65歳以上の1年以上の入院患者数及び令和8年度末の精神病床における65歳未満の1年以上の長期入院患者数を目標値として設定
- ・精神病床における早期退院率：3か月後 68.9%以上 6か月後 84.5%以上 1年後 91.0%以上

本市の活動指標

種類	第7期障がい福祉計画期間 (目標)		
	R6 年度	R7 年度	R8 年度
保健・医療・福祉等の関係者による協議の場の開催回数	1 回	1 1 回	1 1 回
保健・医療・福祉等の関係者による協議の場への関係者の参加者数	9 人	9 人	9 人
保健・医療・福祉等の関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1 回	1 回	1 回
地域移行支援の利用者数	1 人	2 人	2 人
地域定着支援の利用者数	4 人	4 人	4 人
共同生活援助の利用者数	20 人	21 人	22 人
自立生活援助の利用者数	1 人	1 人	1 人
自立訓練（生活訓練）の利用者数【新規】	1 人	1 人	1 人

【目標設定にあたっての考え方】

本市では、精神障がいのある人の関係者の協議の場として、精神保健部会を設置し、保健医療、福祉関係者と連携し、精神障がいのある人を総合的に支援する体制を整備しています。

また、精神保健部会では、精神障がいに関する地域の理解を深めるため、講演会等を開催しています。

令和8年度末の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）については、23人となっていますが、入院患者の現状や近年の地域移行の実績から勘案して基盤整備量を2人と設定します。

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

国の指針

- ・令和8（2026）年度末までの間、市町村または圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回以上運用状況を検証、検討
- ・強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において新規ニーズを把握し、支援体制の整備を進める

本市の成果目標

	令和8年度末目標値
地域生活支援拠点等の整備	整備
地域生活支援拠点等の運営状況の検証・検討	年1回
強度行動障害を有する方への支援体制の整備【新規】	整備

本市の活動指標

種類	第7期障がい福祉計画期間 (目標)		
	R6年度	R7年度	R8年度
コーディネーターの配置人数【新規】	—	—	1人
地域生活支援拠点等が有する機能の充実に 向けた支援の実績等を踏まえた検証及び 検討の実施回数	1回	1回	1回

【目標設定にあたっての考え方】

本市では、市内の相談支援事業所やグループホーム等、既存の施設や事業所が連携した面的整備型の地域生活支援拠点等を整備しています。地域生活支援拠点等の機能充実のために、毎年1回以上、「総合支援協議会」を活用し、運用状況の検証及び検討をします。

また、緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや調整が図れるようにコーディネーターの配置を検討します。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

国の指針

- ・就労移行支援事業による令和8（2026）年度中の移行者数が、令和3（2021）年度実績の1.28倍以上
- ・就労移行支援事業からの令和8（2026）年度中の移行者数が、令和3（2021）年度実績の1.31倍以上
- ・就労継続支援A型事業からの令和8（2026）年度中の移行者数が、令和3（2021）年度実績の1.29倍以上
- ・就労継続支援B型事業からの令和8（2026）年度中の移行者数が、令和3（2021）年度実績の1.28倍以上
- ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所全体 の5割以上
- ・就労定着支援事業利用者数が令和3（2021）年度利用実績の1.41倍以上
- ・就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所が全体の2割5分以上

本市の成果目標

項目	令和3年度実績	令和8年度末目標値
一般就労への移行者数	7人	10人
就労移行支援事業からの移行者数	3人	4人
就労継続支援A型事業からの移行者数	1人	2人
就労継続支援B型事業からの移行者数	3人	4人
一般就労へ移行した者の割合が5割以上の就労移行支援事業所数の割合【新規】	—	5割
就労定着支援事業利用者数	6人	9人
就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所数の割合	10割	2割5分

【目標設定にあたっての考え方】

本市での令和3年度の就労移行支援事業所等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）から一般就労移行者数は7人となっています。本計画においては、基本指針と本市の現状を踏まえ、以上のような成果目標を設定します。

目標達成にあたっては、就労移行支援事業所や相談支援事業所、障害者就業・生活支援センター※、ハローワーク、商工会議所等との連携を図ります。

また、本市では、「総合支援協議会」の「就労支援部会」において、障がい者職場体験事業を実施しています。事業を引き続き実施するとともに、登録企業の増加に努め、民間企業に対して障がい者雇用についての理解を促し、雇用の拡充を図ります。

(5) 相談支援体制の充実・強化等

国の指針

- ・令和8（2026）年度末までに、市町村または圏域において、基幹相談支援センターの設置と、相談支援体制の強化を図る体制を確保
- ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等

本市の成果目標

項目	令和3年度実績	令和8年度末目標値
基幹相談支援センターの設置	有	有

本市の活動指標

種類	第7期障がい福祉計画期間 (目標)		
	R6年度	R7年度	R8年度
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言の件数	5件	5件	5件
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	5件	5件	5件
基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	5回	5回	5回
基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数【新規】	10回	10回	10回
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数【新規】	1人	1人	1人
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数【新規】	1回	1回	1回
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討参加事業者・機関数【新規】	16	16	16
協議会の専門部会の設置数【新規】	2	2	2
協議会の専門部会の実施回数【新規】	4回	4回	4回

【目標設定にあたっての考え方】

本市では、基幹相談支援センターを設置しており、社会福祉協議会に委託しています。基幹相談支援センターでは、総合的・専門的な相談支援を実施しています。「総合支援協議会」に「相談支援連絡会」を設置しており、相談支援体制や各相談機関に寄せられる地域の課題を協議しています。また、障害福祉サービス事業所の説明会（しつとこ会）を保護者向けに開催しています。

本計画においては、引き続き、基幹相談支援センターにおいて、総合的・専門的な相談支援を実施していきます。さらに、基幹相談支援センターが中心となり、地域の相談支援事業者に対する指導・助言や人材育成などを行い、相談支援連絡会を活用しながら、相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保することを目指します。

(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の指針

- ・令和8（2026）年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築

本市の活動指標

種類	第7期障がい福祉計画期間 (目標)		
	R6年度	R7年度	R8年度
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加人数	15人	15人	15人
障害者自立支援審査支払等システム等の審査結果を事業所や関係自治体等と共有する回数	—	—	1回

【目標設定にあたっての考え方】

障害者総合支援法の具体的内容の理解を促進するために、愛知県等が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修へ職員が積極的に参加します。令和4年度は延べ8人の職員が研修等に参加しました。本計画では、毎年延べ15人以上の職員が研修等へ参加することを目標とします。

また、各事業所からの障害福祉サービスの請求過誤を減らすために、令和8年度までに障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果について、事業所と共有する体制を構築し、事業所への研修会等を実施していきます。

令和6・7年度…情報収集、体制構築に向けた準備。

令和8年度…体制構築、第1回開催。

第4章 障害福祉サービスに関する各サービスの見込み量及び方策

成果目標及びこれまでの実績等を踏まえ、令和6年度から令和8年度までの3か年における障害福祉サービスの見込み量を定めて本市におけるサービス提供体制の計画的な整備を図ります。

1 訪問系サービス

【サービスの種類】

① 居宅介護

居宅介護の支給が必要と判断された障がいのある人の家庭にヘルパーを派遣し、入浴・排せつ・食事等の身体介護、調理・洗濯・掃除等の家事援助を行うものです。

市内事業所：あかり

② 重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、ヘルパーを派遣し、入浴・排せつ・食事等の介護、外出時における移動中の介護を行うものです。

市内事業所：あかり

③ 同行援護

視覚障がいにより移動に著しい困難をお持ちの方に移動の援護、代筆や代読を含む視覚的情報の支援、排せつや食事等の介護、その他外出する際に必要となる援助を行うものです。市内事業所：なし

④ 行動援護

知的障がい、精神障がいによって行動上著しい困難があり、常時介護を要する障がいのある人に対してヘルパーを派遣し、行動する際に生じうる危険を回避するための支援や外出時における移動中の介護を行うものです。市内事業所：なし

⑤ 重度障害者等包括支援

意思の疎通に著しい困難を伴う重度障がいのある人に対して居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的に行うものです。市内事業所：なし

【現状】

訪問系サービスは、居宅介護の利用は減少しています。

重度訪問介護、同行援護、行動援護については、年度によって実績にばらつきがあります。

重度障害者等包括支援については、利用実績がありませんでした。

【確保の方策】

居宅介護については、今後もニーズが高まることを見込まれるため、事業所等と連携し、必要なサービス提供の確保に努めます。

同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援については、現在利用がほぼありませんが、アンケートによると、今後の利用ニーズがあることから、各サービスについて、市外の事業所と連携を図ります。

【サービスの見込量】

種類	単位	第6期障がい福祉計画期間 (実績)			第7期障がい福祉計画期間 (見込み)		
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
居宅介護	人/月	48	46	50	52	54	56
	時間/月	565	544	501	503	523	542
重度訪問介護	人/月	0.3	0.1	0	1	1	1
	時間/月	69	18	0	50	50	50
同行援護	人/月	0	0.2	0.3	1	1	1
	時間/月	0	0.9	2.4	10	10	10
行動援護	人/月	0	0	1	1	1	1
	時間/月	0	0	3	3	3	3
重度障害者等 包括支援	時間/月	0	0	0	0	0	0

※令和5年度の実績は、8月時点の実績に基づき推計した値です。

2 日中活動系サービス

【サービスの種類】

① 生活介護

常時介護が必要な障がいのある人を対象に、昼間に、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供するものです。

市内事業所：デイセンターおおそ、make+、Fellow

② 自立訓練（機能訓練）（生活訓練）

機能訓練は、支援が必要な身体障がいのある人を対象に、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行うものです。

生活訓練は、支援が必要な知的障がい・精神障がいのある人を対象に、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行うものです。市内事業所：なし

③ 就労移行支援

一般企業への就労を希望し、知識、能力の向上、職場開拓を通じ、一般企業への雇用又は在宅就労等が見込まれる人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うものです。市内事業所：なし

④ 就労選択支援

障害のある人の希望や能力・適正に応じて、就労先の選択への支援（就労アセスメント）を行うとともに、就労後に必要な配慮等を整理し、障害のある人の就労を支援を行うものです。市内事業所：なし

⑤ 就労継続支援（A型）

就労に必要な知識・能力の向上を図ることによって、雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人に、雇用に基づく就労機会の提供や一般雇用に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うものです。市内事業所：なし

⑥ 就労継続支援（B型）

年齢や体力の面で雇用されることや就労移行支援及び就労継続支援A型を利用することが困難な人や、就労移行支援事業を利用したが一般企業への雇用に結びつかなかった人、50歳に達している人などに一定の賃金水準に基づく就労の場を提供するとともに雇用形態への移行に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うものです。

市内事業所：ワークセンターかじま、ドリームハウス、ハピネスト、マーレ、

陽だまりのにじ、望海

⑦ 就労定着支援

就労移行支援等を利用して一般就労へ移行した障がいのある人に、相談を通じて就業に伴う生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整や、それに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行うものです。 市内事業所：なし

⑧ 療養介護

医療と常時の介護を必要とする人に、主として昼間に医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護及び日常生活の世話をを行うものです。

市内事業所：なし

⑨ 福祉型短期入所／医療型短期入所

居宅で介助（介護）する人が病気などの理由により、障がい者支援施設やその他の施設へ短期間の入所を必要とする障がいのある人に対して、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行うものです。 市内事業所：wasshoi（福祉型）

【現状】

特に生活介護、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）で利用が多くなっています。

【確保の方策】

生活介護、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）では、引き続きニーズが高いことが見込まれます。

各サービスについて、適切に提供できるよう必要なサービス提供の確保に努めます。

アンケートによると、就労移行支援、就労定着支援は現在の利用状況は多くはないものの、今後の利用希望は増えており、利用ニーズが高まっています。関係事業所と連携し、提供体制の確保を図ります。

【サービスの見込み量】

種類	単位	第6期障がい福祉計画期間 (実績)			第7期障がい福祉計画期間 (見込み)		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
生活介護	人/月	90	91	87	87	87	87
	日/月	1,743	1,717	1,783	1,783	1,783	1,783
自立訓練 (機能訓練)	人/月	1	1	0	0	0	0
	日/月	3	1	0	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	人/月	2	2	2	2	2	2
	日/月	20	24	17	31	31	31
自立訓練 (宿泊型)	人/月	1	1	1	1	1	1
	日/月	19	30	14	33	33	33
就労選択支援 【新規】	人/月	-	-	-	-	5	5
就労移行支援	人/月	10	13	9	9	9	9
	日/月	152	208	145	149	149	149
就労継続支援 (A型)	人/月	10	11	13	17	23	30
	日/月	199	207	254	341	461	602
就労継続支援 (B型)	人/月	137	139	152	161	170	180
	日/月	2,400	2,321	2,528	2,815	2,972	3,147
就労定着支援	人/月	4	5	6	7	8	9
療養介護	人/月	5	6	7	8	9	10
福祉型短期入 所	人/月	21	21	22	24	26	28
	日/月	157	151	151	177	192	206
医療型短期入 所	人/月	0	1	1	2	3	5
	日/月	1	5	4	4	6	10

※令和5年度の実績は、8月時点の実績に基づき推計した値です。

3 居住系サービス

【サービスの種類】

① 自立生活援助

施設入所支援や共同生活援助を利用していた人で1人暮らしを希望する人等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。

市内事業所：なし

② 共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日、共同生活を営む住居で、相談、入浴、排せつ又は食事の介護、その他の日常生活上の援助を行うものです。

実施施設数（令和5年9月末）：市内8か所、市外32か所

③ 施設入所支援

施設に入所する人を対象に、夜間や休日に、入浴、排せつ、食事の介護などを行うものです。

実施施設数（令和5年9月末）：市外8か所

【現状】

共同生活援助（グループホーム）は年々利用者が増加しています。施設入所支援は横ばいで推移しています。自立生活援助は実績がありませんでした。

【確保の方策】

共同生活援助（グループホーム）は利用者数が増加傾向の為、事業所等と連携し、今後の整備に向けて参入を働きかけます。

自立生活援助については、事業を実施できる事業所の確保に努めます。

施設入所支援については、地域移行の支援を進めつつ、施設入所の必要がある人については、本人の意向や生活状況等を十分に聞き取り、適切な支援につなげます。

【サービスの見込量】

種類	単位	第6期障がい福祉計画期間 (実績)			第7期障がい福祉計画期間 (見込み)		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
自立生活援助	人/月	0	0	0	1	1	1
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	66	72	80	88	97	107
施設入所支援	人/月	18	18	18	17	16	15

※令和5年度の実績は、8月時点の実績に基づき推計した値です。

4 相談支援

【サービスの種類】

① 計画相談支援

サービス等利用計画を作成し、サービスの利用調整やモニタリング※などを行うものです。

市内事業所：とこなめ障がい者相談支援センター、波の音相談支援事業所、
相談支援事業所そえ木

② 地域移行支援

入院中の精神障がい者や、福祉施設入所者に対し、住居の確保や福祉サービス体験利用等の外出に同行支援を行い、地域における生活に移行するための支援や相談を行うものです。
市内事業所：とこなめ障がい者相談支援センター

③ 地域定着支援

単身で生活する障がい者や同居している家族の支援を受けられない障がい者に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態において相談支援を行うものです。

市内事業所：とこなめ障がい者相談支援センター

【現状】

計画相談支援、地域定着支援については、利用実績が増加傾向となっています。
地域移行支援については、実績がありませんでした。

【確保の方策】

計画相談支援については、利用者本位のケアマネジメント※を行い、障害福祉サービスが適切に提供されるよう、相談支援事業者等と連携し、提供体制を確保します。また、発達障がいや強度行動障がい、高次脳機能障がいの人等への専門的な支援の充実を図ります。

地域移行支援、地域定着支援については、障がいのある人の地域生活への移行を進められるよう、関係者間での協議等も進めながら事業の拡充を図ります。

【サービスの見込量】

種類	単位	第6期障がい福祉計画期間 (実績)			第7期障がい福祉計画期間 (見込み)		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
計画相談支援	人/月	67	67	76	79	82	86
地域移行支援	人/月	0	0	0	1	2	2
地域定着支援	人/月	5	6	6	8	8	8

※令和5年度の実績は、8月時点の実績に基づき推計した値です。

第5章 地域生活支援事業に関する見込み量及び方策

地域生活支援事業は、障がいのある人が自立して生活できるよう、地域の特性や障がいの特性等にあわせて実施する事業です。事業には、「必須事業」と「任意事業」があり、各種事業の見込み量を設定します。

1 必須事業

(1) 理解促進研修・啓発事業

障がいのある人が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がいのある人に対する理解を促進するために研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共に暮らすことができる社会の実現を図るものです。

【現状】

ヘルプカード、ヘルプマークについては、配布人数は年々増加しています。

【確保の方策】

広報やパンフレット、各活動行事等を通じた啓発を引き続き行うとともに、総合支援協議会等で障がいのある人に対しての理解促進について、効果的な事業を協議します。

【サービスの見込量】

種類	単位	第6期障がい福祉計画期間 (実績)			第7期障がい福祉計画期間 (見込み)		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
ヘルプカード	配布人数	75	51	120	150	188	236
ヘルプマーク	配布人数	172	198	262	279	298	318

※令和5年度の実績は、8月時点の実績に基づき推計した値です。

(2) 自発的活動支援事業

障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある人、家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援することにより、共に暮らすことができる社会の実現を図るものです。

【現状】

障がいのある人と地域住民が参加する交流イベント等を実施するとともに、障がいのある人の当事者団体やその他ボランティアに対して活動支援を行っています。

【確保の方策】

社会福祉協議会と連携し、地域における障がいのある人の仲間づくり事業や余暇活動を推進します。また、ボランティアなどの市民活動と連携した支援を行います。

【サービスの見込量】

種類	単位	第6期障がい福祉計画期間 (実績)			第7期障がい福祉計画期間 (見込み)		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

※令和5年度の実績は、8月時点の実績に基づき推計した値です。

(3) 相談支援事業

【一般相談】

障がいのある人が抱える問題について、本人、保護者、介護する方からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行うものです。社会福祉協議会に委託し、全障がいに対応した相談を実施しています。

【基幹相談支援センター設置】

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、生活や就職、障害福祉サービスの利用に関してなど、障がいのある人の日常生活での各種相談について、情報提供や助言、関係機関の紹介等の支援を行うものです。

【基幹相談支援センター等機能強化事業】

一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力（精神保健福祉士、保健師等）を有する専門的職員を配置し、相談機能の強化を図るものです。

【住宅入居等支援事業】

賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がいのある人に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がいのある人の地域生活を支援するものです。

【現状】

相談支援事業の利用で一般相談の件数が大きく増加しています。

基幹相談支援センターは社会福祉協議会に事業を委託し、令和5年度より相談員を1名から2名に増員しています。

住宅入居等支援事業については、実施がありません。

【確保の方策】

一般相談、基幹相談支援センターについては、引き続き社会福祉協議会に委託して事業を実施します。

住宅入居等支援事業については、総合支援協議会等で事業の実施について検討します。

【サービスの見込み量】

種類	単位	第6期障がい福祉計画期間 (実績)			第7期障がい福祉計画期間 (見込み)		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
一般相談	延べ 件数	6,696	5,080	6,638	6,704	6,771	6,839
	実施 か所数	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援センタ ー設置	実施の 有無	有	有	有	有	有	有
基幹相談支援センタ ー等機能強化事業	実施の 有無	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の 有無	無	無	無	無	無	無

※令和5年度の実績は、8月時点の実績に基づき推計した値です。

(4) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度とは障がい等により、判断能力が十分でない人が不利益を被らないように保護し支援するため、後見人が財産の管理や身上監護を行うことができる制度です。

成年後見制度利用支援事業は、「特定非営利活動法人知多地域権利擁護支援センター」(以下『権利擁護支援センター』という。)に委託し、①成年後見制度に関する利用相談及び情報提供、②後見開始の審判申立及び審判の取消、申立の手続き支援、③市長からの審判申立に必要な調査及び書類準備、④成年後見人等の事務を実施しています。

また、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づき「成年後見制度利用促進計画」を知多半島内5市5町及び権利擁護支援センターと策定しました。

【現状】

権利擁護支援センターに委託して実施しています。

【確保の方策】

引き続き判断能力が不十分な人等を支援できるよう、事業の内容について障がいのある人やその家族等に周知を図ります。

【サービスの見込量】

種類	単位	第6期障がい福祉計画期間 (実績)			第7期障がい福祉計画期間 (見込み)		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
成年後見制度利用支援事業	後見人等受任者数	27	30	33	36	39	42

※令和5年度の実績は、8月時点の実績に基づき推計した値です。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、法人後見の活動を支援します。

【現状】

権利擁護支援センターに委託して実施しています。

【確保の方策】

引き続き権利擁護支援センターと連携し、法人後見実施のための研修などを行います。

【サービスの見込量】

種類	単位	第6期障がい福祉計画期間 (実績)			第7期障がい福祉計画期間 (見込み)		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

※令和5年度の実績は、8月時点の実績に基づき推計した値です。

(6) 意思疎通支援事業

【手話通訳者設置事業】

手話通訳者を福祉課窓口配置し、聴覚、言語機能、音声機能等の障がいのある人の各種手続き等の利便性の向上を図るものです。

【手話通訳者派遣事業】

聴覚、言語機能、音声機能等の障がいのある人が、公共機関や医療機関、会議や催事等において、円滑な社会参加及びコミュニケーションを実施できるよう、手話通訳者を派遣するものです。

【要約筆記者派遣事業】

聴覚、言語機能、音声機能等の障がいのある人が、会議や催事等において、円滑な社会参加及びコミュニケーションを実施できるよう、話されている内容の要点をまとめて、紙に書いたり、パソコンで打ち出したりする要約筆記者を派遣するものです。

【現状】

手話通訳者設置事業、手話通訳者派遣事業については、増加傾向にあります。要約筆記者派遣事業については、令和4、5年度は実績がありませんでした。

【確保の方策】

手話通訳者派遣事業、要約筆記者派遣事業については、引き続き「愛知県聴覚障害者協会」に委託して事業を実施します。

【サービスの見込量】

種類	単位	第6期障がい福祉計画期間 (実績)			第7期障がい福祉計画期間 (見込み)		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
手話通訳者設置事業	設置者数	1	1	1	1	1	1
	延べ回数	44	71	77	102	135	179
手話通訳者派遣事業	延べ回数	54	57	70	67	65	63
要約筆記者派遣事業	延べ回数	2	0	0	1	1	1

※令和5年度の実績は、8月時点の実績に基づき推計した値です。

(7) 日常生活用具給付事業

障がいのある人や障がいのある児童の日常生活の便宜を図るため、用具の給付を行うものです。

【現状】

日常生活用具給付事業は、排せつ管理支援用具の利用が特に多くなっています。
情報・意思疎通支援用具は利用実績が増加傾向にあります。

【確保の方策】

障がいのある人が安定して日常生活を送ることができるよう、それぞれの障がいの特性に合った用具の購入を助成します

【サービスの見込量】

種類	単位	第6期障がい福祉計画期間 (実績)			第7期障がい福祉計画期間 (見込み)		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
介護・訓練支援用具	延べ 件数	6	2	1	2	2	3
自立生活支援用具	延べ 件数	4	3	3	4	3	4
在宅療養等支援用具	延べ 件数	10	8	10	10	10	10
情報・意思疎通支援 用具	延べ 件数	14	29	10	12	14	16
排せつ管理支援用具	延べ 件数	605	555	606	608	610	612
住宅改修	延べ 件数	1	1	2	2	2	2

※令和5年度の実績は、8月時点の実績に基づき推計した値です。

(8) 手話奉仕員養成研修事業

社会福祉協議会に委託し、手話奉仕員養成研修を実施しています。

【現状】

毎年、入門編と基礎編を隔年で実施しています。

【確保の方策】

障がいのある人の意思疎通について支援できるよう、研修を引き続き実施します。
市民に事業について周知し、講座等への参加を働きかけ人材の確保・育成に努めます。

【サービスの見込量】

種類	単位	第6期障がい福祉計画期間 (実績)			第7期障がい福祉計画期間 (見込み)		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
手話奉仕員養成研修事業（入門編）	修了者数	—	9	—	10	—	10
手話奉仕員養成研修事業（基礎編）	修了者数	10	—	8	—	10	—

※令和5年度の実績は、8月時点の実績に基づき推計した値です。

(9) 移動支援事業

屋外での移動が困難な方に、円滑に外出することができるよう外出支援を行うものです。

【現状】

移動支援事業は、年々増加傾向にあります。

【確保の方策】

障がいのある人のニーズを踏まえ、引き続き提供体制の確保に努めます。

【サービスの見込量】

種類	単位	第6期障がい福祉計画期間 (実績)			第7期障がい福祉計画期間 (見込み)		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
移動支援事業	実利用人数	36	30	30	30	35	35
	利用時間数	2,090	2,489	2,500	2,500	2,550	2,550

※令和5年度の実績は、8月時点の実績に基づき推計した値です。

(10) 地域活動支援センター事業

障がいのある人の地域生活支援の促進を図るため、仲間同士の交流、創作的活動、生活のための訓練などを行うものです。

市内の「とこなめ地域活動支援センター」及び武豊町の「ひろばわっぱる」に委託し、事業を実施しています。

【現状】

地域活動支援センター事業については年々増加傾向にあります。

【確保の方策】

引き続き、「とこなめ地域活動支援センター」及び「ひろばわっぱる」で事業を実施します。

【サービスの見込量】

種類	単位	第6期障がい福祉計画期間 (実績)			第7期障がい福祉計画期間 (見込み)		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
地域活動支援センター事業	か所	2	2	2	2	2	2
	延人数	580	629	691	726	762	800

※令和5年度の実績は、8月時点の実績に基づき推計した値です。

2 任意事業

任意事業は、市町村の判断で実施することができる事業です。本市では以下の事業を実施します。

【訪問入浴サービス事業】

重度の身体障がい者の生活を支援するため、訪問により自宅での入浴サービスを提供するものです。

【更生訓練費給付事業】

社会復帰の促進を図ることを目的に、就労移行支援事業等を利用している方に更生訓練費を支給するものです。

【知的障害者職親委託制度】

知的障がい者を事業経営者等の私人（職親）に預け、生活指導及び技能習得訓練等を行い、雇用の促進と職場における定着性を高め、福祉の向上を図るものです。

【日中一時支援事業】

日中、障がいのある人や障がいのある児童に活動の場を提供し、見守りや社会に適應するための日常的な訓練などを行うものです。

【生活サポート事業】

介護給付支給決定の対象者以外で、日常生活に関する支援を行わなければ、本人の生活に支障をきたすおそれのある方に対し、ヘルパーを派遣し必要な支援を行うものです。

【居室確保支援事業／緊急一時的宿泊事業】

在宅での生活が困難となった障がい者へ緊急一時的に宿泊施設を提供するものです。

【居室確保支援事業／体験宿泊支援事業】

地域での一人暮らしに向けた体験宿泊の場所を提供するものです。

【社会参加促進事業／自動車運転免許取得助成事業】

身体障害者手帳の交付を受けた人が、自動車運転免許を取得する場合に取得に要する経費の3分の2以内の額（10万円を限度とする）を助成するものです。

【社会参加促進事業／自動車改造助成事業】

身体障害者手帳の交付を受けた人が、自ら所有し運転する自動車のハンドル、アクセル、ブレーキ等を改造する場合について、改造に要する経費として、1件あたり10万円を限度として助成するものです。

【現状】

更生訓練費給付事業、日中一時支援事業については、年々利用実績が増加傾向にあります。

【確保の方策】

各事業のニーズを踏まえ、引き続きサービスの提供体制の確保や、各事業の周知を努めます。

【サービスの見込量】

種類	単位	第6期障がい福祉計画期間 (実績)			第7期障がい福祉計画期間 (見込み)			
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	
訪問入浴サービス事業	延べ回数	183	156	141	120	102	87	
更生訓練費給付事業	延べ人数	7	10	24	33	46	64	
知的障害者職親委託制度	延べ人数	12	12	12	12	12	12	
日中一時支援事業	延べ回数	503	458	715	758	803	851	
生活サポート事業	延べ人数	0	0	0	0	0	0	
養護	緊急一時的宿泊事業	件数	2	5	0	2	2	2
	体験宿泊支援事業	件数	0	0	0	1	1	1
養護	自動車運転免許取得助成事業	件数	0	0	0	1	1	1
	自動車改造助成事業	件数	1	3	0	3	3	3

※令和5年度の実績は、8月時点の実績に基づき推計した値です。

第6章 障がい児福祉計画の成果目標

1 成果目標について

本項目では、児童福祉法により策定が義務付けられている「障がい児福祉計画」について、国の基本指針に即して、成果目標を設定します。

2 成果目標の設定

基本指針における障害児通所支援等の提供体制確保に係る目標に基づき、本計画における成果目標について以下のように設定します。

(1) 障害児支援の提供体制の整備等

国の指針

- ・令和8（2026）年度末までに、児童発達支援センターを市町村または圏域に少なくとも1か所以上設置
- ・令和8（2026）年度末までに、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築
- ・重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を令和8（2026）年度末までに、市町村または圏域に少なくとも1か所以上確保
- ・重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所を令和8（2026）年度末までに、市町村または圏域に少なくとも1か所以上確保
- ・医療的ケア児^{*}支援のために、令和8（2026）年度末までに、都道府県、圏域及び市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置
- ・令和8（2026）年度末までに、都道府県、圏域及び市町村において、医療的ケア児等に関するコーディネーター配置

本市の成果目標

	令和4年度末 実績	令和8年度末 目標値
児童発達支援センターの設置	1か所	1か所
障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の構築【新規】	無	有
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等の設置数	1か所	1か所
重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	1か所	1か所
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	有	有
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	有	有

本市の活動指標

種類	第3期障がい児福祉計画期間 (目標)		
	R6年度	R7年度	R8年度
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置人数	4	4	4
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者（保護者）数	18	22	27
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者（支援者）数【新規】	2	3	4

【目標設定にあたっての考え方】

障害児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制の構築については、児童発達支援センターを中心に市内で体制整備を行っていきます。

重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等、重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所については、圏域で確保していますが市内の事業所での利用を提供できるよう実施可能な事業所の参入を図っていきます。

第7章 障害児通所支援等の見込み量 及び方策

1 障害児通所支援

【サービスの種類】

① 児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行うものです。

市内事業所：波の音児童発達支援センターはまっこ、ところろ園、キッズとこらく、A0

② 放課後等デイサービス

授業の終了後又は学校休業日に、施設に通わせ、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行うものです。

市内事業所：野花、野っこ、心凧、北風と太陽とこなめ、くすのきハウス、あおい常滑
Power to live, ブレス

③ 保育所等訪問支援

保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のために専門的な支援その他必要な支援を行うものです。市内事業所：なし

④ 医療型児童発達支援

上肢・下肢又は体幹などに障がいのある児童に対して、児童発達支援及び治療を行うものです。市内事業所：なし

⑤ 居宅訪問型児童発達支援

重度の障がい等で障がい児通所支援を利用することが困難な障がいのある児童に対して、居宅を訪問して発達支援を行います。市内事業所：なし

【現状】

児童発達支援及び放課後等デイサービスの利用は、増加傾向となっています。医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援については、利用実績がありませんでした。

【確保の方策】

児童発達支援及び放課後等デイサービスについてはニーズが高いため、引き続き事業所と連携して提供体制の整備を図ります。また、放課後等デイサービスについて子ども部会で情報交換することにより、各事業所の質の向上に努めるとともに、児童の状況に応じた適切な支給量を提供できるようにしていきます。

現在、本市で実施できていない事業については、近隣自治体と連携して提供体制の確保に努めます。

【サービスの見込量】

種類	単位	第2期障がい児福祉計画期間 (実績)			第3期障がい児福祉計画期間 (見込み)		
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
児童発達支援	人/月	74	85	70	68	66	64
	日/月	890	934	926	900	873	847
放課後等デイサービス	人/月	115	139	139	149	160	171
	日/月	1,262	1,326	1,449	1,636	1,756	1,877
保育所等訪問支援	人/月	0	0	2	3	4	5
	日/月	1	1	2	8	10	13
医療型児童発達支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	日/月	0	0	0	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	日/月	0	0	0	0	0	0

※令和5年度の実績は、8月時点の実績に基づき推計した値です。

2 障害児相談支援

【サービスの種類】

① 障害児相談支援

障がいのある児童が障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス等）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行うなどの支援を行います。

市内事業所：とこなめ障がい者相談支援センター、波の音相談支援事業所、
相談支援事業所そえ木

【現状】

障害児相談支援の利用は、増加傾向となっています。

【確保の方策】

利用実績を踏まえ、サービスの提供体制を維持・強化するとともに、相談支援に対する人材のスキルアップを促します。

【サービスの見込量】

種類	単位	第2期障がい児福祉計画期間 (実績)			第3期障がい児福祉計画期間 (見込み)		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
障害児相談支援	人/月	16	18	33	72	81	91

※令和5年度の実績は、8月時点の実績に基づき推計した値です。

3 子ども・子育て支援等

【サービスの種類】

① 子ども・子育て支援等

保育園や認定こども園、放課後児童健全育成事業（児童育成クラブ）等の子ども・子育て支援事業を障がいのある児童が、子ども・家庭の状況に応じて利用できるよう受け入れ体制の整備に努めます。

【現状】

保育園については年々障がいのある児童の利用実績が増加傾向にあります。

【確保の方策】

子ども・子育て支援等における必要な人員確保と職員研修機会の確保に努め、受け入れ体制の強化を図ります。

【サービスの見込量】

種類	単位	第2期障がい児福祉計画期間 (実績)			第3期障がい児福祉計画期間 (見込み)		
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
保育園	人	65	77	99	110	115	120
認定こども園	人	52	55	56	60	60	60

※令和5年度の実績は、8月時点の実績に基づき推計した値です。

第8章 計画の推進に向けて

本計画の推進にあたり、SDGs（Sustainable Development Goals）の基本理念である「誰ひとり取り残さない」という視点のもと、障がい福祉施策に取り組んでいきます。

1 計画の推進体制

総合支援協議会を核として、サービス提供事業者、関係機関、団体等との連携のもと、計画の具体化に向けた協議を行い、計画の推進に努めます。

2 障害福祉サービス等や計画に関する情報の提供

必要とする障害福祉サービス等を誰もが適切に利用できるよう、サービス内容や利用手続き等について市広報やホームページなどにより情報提供に努めるとともに、計画の周知を図ります。

3 障がい児者に対する理解と啓発

障がいについての正しい知識の普及・啓発に努め、障がい児者に対する理解の促進を図るとともに、共に暮らすことができる社会の実現を目指していきます。

4 計画量に応じた財源の確保

計画の実効性を担保する観点から、計画量に応じた財源の確保に努めます。

5 計画の進行管理と評価

年度ごとに計画の達成状況を点検・把握し、評価を行うとともに、評価結果については総合支援協議会に対し報告を行い、意見等を求め、変更や見直し等必要な対策を講じることで、計画を推進していきます。

資料編

1 常滑市障がい者基本計画等策定委員会

■常滑市障がい者基本計画等策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 障がい者及び障がい児が、住み慣れた地域で安心して生活できるよう障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画を策定する場として、常滑市障がい者基本計画等策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 常滑市障がい者基本計画の策定に関すること。
- (2) 常滑市障がい福祉計画の策定に関すること。
- (3) 常滑市障がい児福祉計画の策定に関すること。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員23人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 常滑市障がい者総合支援協議会の委員
- (2) 一般の公募による者
- (3) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から委嘱の日の属する年度の末日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 常滑市障がい者総合支援協議会の会長を策定委員会の委員長とし、常滑市障がい者総合支援協議会の副会長を策定委員会の副委員長とする。

(会議)

第6条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員長は、策定委員会の会議において必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(作業部会)

第7条 第2条各号の計画を専門的に検討するため、策定委員会に作業部会を設ける。

2 作業部会の組織、委員等は策定委員会で定める。

(庶務)

第8条 策定委員会の庶務は、福祉部福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会に関し必要な事項は、委員長が策定委員会に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

■常滑市障がい者基本計画等策定委員会委員名簿

No.	役 職	氏 名	所 属
1	会 長	竹内 秀隆	医師団代表
2	副会長	桑山 和弘	社会福祉協議会会長
3	委 員	伊藤 眞介	医師団代表
4	委 員	夏目 郁也	歯科医師会代表
5	委 員	船坂 泰子	薬剤師会代表
6	委 員	伊藤 文一	民生児童委員連絡協議会会長
7	委 員	高津 博丈	社会福祉協議会事務局長
8	委 員	山崎 千佳	知多保健所
9	委 員	江端 元男	身体障害者相談員・身体障害者福祉協会会長
10	委 員	肥田夕美子	知的障害者相談員
11	委 員	今井 友乃	NPO法人「知多地域権利擁護支援センター」理事長
12	委 員	濱田 和枝	NPO法人「あかり」代表
13	委 員	牧野 謙雄	手をつなぐ親の会会長
14	委 員	岩川 秀子	精神保健福祉ボランティア集いの場「ひわまり」「和」代表
15	委 員	高山 京子	社会福祉法人「あゆみの会」理事長
16	委 員	松山 宜申	学校教育課指導主事
17	委 員	福島 さゆり	一般策定委員
18	委 員	桑山 治代	一般策定委員
19	委 員	桑山 美憂	一般策定委員

(敬称略・順不同)

■事務局

No.	役 職	氏 名	所 属
1	部 長	中野 旬三	福祉部
2	課 長	澤田 真宏	福祉課
3	主 査	竹内 裕紀	福祉課
4	課 長	入山 佳代子	子育て支援課
5	主 任	後藤 絢加	子育て支援課
6	—	田島 雅子	とこなめ障がい者相談支援センター

2 常滑市障がい者基本計画等策定委員会作業部会

■常滑市障がい者基本計画等策定委員会作業部会設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、常滑市障がい者基本計画等策定委員会設置要綱第7条の規定により設置する常滑市障がい者基本計画等策定委員会作業部会に関して、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 常滑市障がい者基本計画、常滑市障がい福祉計画及び常滑市障がい児福祉計画（以下「障がい者基本計画等」という。）を専門的に検討するため、常滑市障がい者基本計画等策定委員会作業部会（以下「作業部会」という。）を設置する。

(協議事項)

第3条 作業部会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 障がい者基本計画等の策定手順に関すること。
- (2) 障がい者基本計画等の中に記載する内容に関すること。
- (3) その他障がい者基本計画等の策定に関すること。

(組織)

第4条 作業部会は、次に掲げる者のうちから組織する。

- (1) 事業者を代表する者
- (2) 障がい福祉サービスに関する事業に従事する者
- (3) 障がい当事者団体又は関係支援団体に属する者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、障がい者基本計画等の策定に係る業務が完了するときまでとする。

(部会長)

第6条 作業部会に部会長を置き、委員の互選により選任する。

2 部会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(庶務)

第7条 作業部会の庶務は、福祉部福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

■常滑市障がい者基本計画等策定委員会作業部会委員名簿

No.	役 職	氏 名	所 属
◎くらし部会			
1	委 員	青木 由美子	とこなめ障がい者相談支援センター
2	委 員	榊原 久美子	グループホームこころ
3	委 員	坂根 聡子	知多保健所健康支援課
4	委 員	盛田 和正	市身体障がい者相談員
5	委 員	肥田 夕美子	市知的障がい者相談員
6	委 員	牧野 謙雄	手をつなぐ親の会
7	委 員	西村 広美	NPO法人あかり
8	委 員	桜庭 幸恵	ワークセンターかじま
9	委 員	瀧田 雅春	ハピネスト
10	委 員	眞榮田 聡代	一般社団法人ソフィーチェ
11	委 員	早川 修平	wasshoi
12	委 員	加藤 智子	あゆみの会
13	委 員	田島 雅子	とこなめ障がい者相談支援センター
14	委 員	中山 幸節栄	相談支援事業所そえ木
◎子ども部会			
1	委 員	鈴木 由紀	波の音相談支援事業所
2	委 員	神野 早香	とこなめ障がい者相談支援センター
3	委 員	楠木 茜	波の音児童発達支援センターはまっこ
4	委 員	長谷川 佑	とこころ園
5	委 員	岩瀬 雄志	キッズとこらく
6	委 員	片山 麻有	AO
7	委 員	徳田 絵美	Power to Live
8	委 員	栗虫 裕美	北風と太陽とこなめ
9	委 員	伴野 一茂	くすのきハウス常滑
10	委 員	今村 智美	放課後等デイサービスあおい常滑
11	委 員	久保 孔美	放課後等デイサービス ブレス
12	委 員	松山 宜申	学校教育課 指導主事
13	委 員	新美 奈津美	健康推進課
14	委 員	坂田 貴未江	こども保育課兼子育て支援課 指導主事
◎一般策定委員			
1	委 員	福島 さゆり	
2	委 員	桑山 治代	
3	委 員	桑山 美憂	

(敬称略・順不同)

■事務局

No.	役 職	氏 名	所 属
1	課 長	澤田 真宏	福祉課
2	主 査	竹内 裕紀	福祉課
3	課 長	入山 佳代子	子育て支援課
4	主 任	後藤 絢加	子育て支援課

3 計画策定の経過

時期	内容
令和5年6月20日	第1回常滑市障がい者基本計画等策定委員会作業部会 ①アンケート調査票について
令和5年8月3日	第1回常滑市障がい者基本計画等策定委員会 ①アンケート調査票について
令和5年9月8日～ 9月25日	「福祉に関するアンケート調査」実施
令和5年11月14日	第2回常滑市障がい者基本計画等策定委員会作業部会 ①アンケート調査結果について ②第5次常滑市障がい者基本計画（素案）について ③第7期常滑市障がい福祉計画・第3期常滑市障がい児福祉計画（素案について）
令和5年12月14日	第2回常滑市障がい者基本計画等策定委員会 ①アンケート調査結果について ②第5次常滑市障がい者基本計画（素案）について ③第7期常滑市障がい福祉計画・第3期常滑市障がい児福祉計画（素案について）
令和6年1月25日～ 2月22日	パブリックコメントの実施
令和6年3月14日	第3回常滑市障がい者基本計画等策定委員会 ①第5次常滑市障がい者基本計画（最終案）について ②第7期常滑市障がい福祉計画・第3期常滑市障がい児福祉計画（最終案について）

4 用語集

あ 行

用語	解説
医療的ケア児	NICU（新生児集中治療室）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養等の医療的ケアが日常的に必要な児童。

か 行

用語	解説
強度行動障がい	自分の体を叩いたり食べられないものを口に入れる、危険につながる飛び出しなど本人の健康を損ねる行動、他人を叩いたり物を壊す、大泣きが何時間も続くなど周囲の人に影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態。
ケアマネジメント	障害福祉サービスの利用者が地域の中で自立した生活を送るため、地域の様々なサービス資源や保健・医療・福祉・教育・就労等の様々な領域のサービスを活用し、地域の障がいのある人に対する意識や関わりを深め、地域、利用者又は家族が有している能力等を引き出すこと。また、そのために必要な課題を調整するためのプロセス。
高次脳機能障がい	怪我や病気などで脳に損傷を受け、記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害などの認知障害が生じ、これに起因して、日常生活・社会生活への適応が困難となる障がい。

さ 行

用語	解説
児童発達支援、児童発達支援センター	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行うサービス。センターに通所してサービスを行う。
重症心身障がい児	重度の肢体不自由と重度の知的障がい重複した状態にある児童。
障害者就業・生活支援センター	就職や職場への定着に当たって就業面における支援とあわせ、生活面における支援を必要とする障がいのある人を対象として、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の相談・支援を一体的に行う施設で、都道府県が指定するもの。

た 行

用語	解説
地域生活支援拠点等	障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための必要な機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を備えた拠点のこと。
地域包括ケアシステム	元々は、高齢者が地域で自立した生活を営めるように、医療、介護、予防、生活支援サービス、住まいが切れ目なく提供される仕組みのことであり、ここでは、精神障がいのある人が地域で自立した生活を営めるように図る仕組み。
常滑市障がい者総合支援協議会	市内に暮らす障がいのある人が、住み慣れた地域で安心して生活できる支援体制を構築するため、障がいのある人を取り巻く市内の現状や必要な支援を協議する場。

は 行

用語	解説
発達障がい	生まれつき脳の一部の機能に障がいがあることから現れる様々な症状であり、自閉症、アスペルガー症候群、注意欠如・多動性障がい(ADHD)、学習障がい等のこと。

ま 行

用語	解説
モニタリング	障がい（児）福祉サービスの利用者に対し、サービスが適切に提供されているか、また、現在のサービスが利用者の障がい特性等に合っているかを継続的に監視すること。

第7期常滑市障がい福祉計画 第3期常滑市障がい児福祉計画

発行年月 / 令和 年 月

編集・発行 / 常滑市 福祉部福祉課 福祉部子育て支援課

〒479-8610 愛知県常滑市飛香台3丁目3番地の5